

徳島県人権条例（仮称）検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 徳島県人権条例（仮称）（以下「条例」という。）の制定に向けた検討を行うため、徳島県人権条例（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）徳島県が制定に向けた検討を行う条例案に対して意見を聴取すること。
- （2）その他、委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、学識経験者、関係団体の役職員等から生活環境部長が委嘱する15名以内の委員により構成する。

（役員）

第4条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない事情により委員会の会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

（守秘義務）

第6条 委員は、その委員として知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第7条 委員会に関する事務は、生活環境部多文化共生・人権課において処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月21日から施行する。
- 2 この要綱は、条例の施行をもって、その効力を失う。